

用語の解説

総合計画（p2）

地方自治法にもとづいて作成する、我孫子市のまちづくりの最も基本となる計画であり、将来のあるべき姿を示すものです。20年間のまちづくりの基本的な方向を示した基本構想と、7年間ごとの施策の基本的な方針と体系を示した基本計画と、3年間ごとの事業計画を定めたものとで構成されます。第三次総合計画は平成14年に策定しました。

「我孫子市都市マスタープラン」(p2)

総合計画をふまえ、都市計画法にもとづいて都市計画や都市整備の分野における基本的な方針を定めるものです。平成14年に策定しました。

「我孫子市景観形成基本計画」(p2)

総合計画をふまえ、本市の景観形成に関わる目標や方針、推進の方策などをまとめるものです。最初に策定したのは平成6年ですが、平成16年の景観法制定を受けて平成18年に2回目の改定を行い、景観法に基づく景観計画としての内容を含んでいます。

「手賀沼文化拠点整備計画」(p2)

総合計画をふまえ、手賀沼沿いに点在する多くの文化ポイントのネットワーク化を行い、体系だった整備、活用を進めるために策定した計画です。平成19年に策定しました。

古墳の小径（p2）

手賀沼文化拠点整備計画で位置づけられ、我孫子の台地上を、古墳、遍路道、別荘跡などを東西に繋ぐ道として整備を予定しています。

ハケの道（p2）

台地と低湿地との境に位置する斜面下の道であり、関東から東北にかけての丘陵山地の片岸の道を、ハケの道と呼んでいます。水捌けの「はけ」が語源と推測されています。我孫子市では、馬の背状と表現されるように東西に長く台地が延びている地形から、南北両側にハケの道が存在します。

ウェルカムゲート（p2）

手賀沼文化拠点整備計画では、訪れる人の交通や情報の拠点を、歓迎の意味をこめた「ウェルカムゲートゾーン」と名づけ、我孫子駅前、手賀大橋など5箇所に設定しています。

手賀沼文化知的ゾーン（ p2）

手賀沼文化拠点整備計画において、手賀沼公園・白樺文学館周辺を、嘉納治五郎や柳宗悦、志賀直哉など、かつて手賀沼周辺に移り住んだ文人・知識人の足跡を学び知的好奇心を満たすゾーンとして位置付けています。

バリアフリー（ p3）

高齢者や障害者を含め、誰もが快適に日常生活を送ることができるように、まちの中や施設、住宅、人の心、情報化など社会生活において、通行や出入り、意思疎通、アクセスなどを妨げる障壁（バリア）を取り除いた環境。

ユニバーサルデザイン（ p3）

「ユニバーサル」とは、普遍的な、全体の、という意味です。この言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザイン、またはデザインすることをいいます。

切り下げ（ p6 ほか）

ここでは、駐車場の車の出入りのために、歩道の形状を変えることを意味しています。

道路査定（ p11 ほか）

道路敷地と隣接地の境界を確定することをいいます。

道路構造令（ p23 ほか）

道路の種類ごとに、幅員・線形・勾配など、道路の新設又は改築する場合の道路構造を決定するための一般基準を定めたもので、路面・排水施設・交差または接続・待避所および横断歩道・柵・その他、安全な交通を確保するための施設についての規定です。

オープンスペース（ p71）

歩道、自転車道、施設敷地内空地など公共の地であれ、私有地であれ公開性が確保され、立ち入ることができること、また眺望性があり都市の屋外空間の価値を見出すために作られた空間。